

第57回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成28年10月26日（水）13：30～15：15

場所：青森国際ホテル 5階 芙蓉の間

司会： 本日は、お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます環境保全課の荒川と申します。

会議に先立ちまして本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に送付させていただきました次第、出席者名簿、席図、資料1から資料3-2までです。不足などございませんでしょうか。

それでは定刻となりましたので、第57回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、環境生活部長の鈴木から御挨拶申し上げます。

鈴木部長： 皆さん、こんにちは。青森県環境生活部長の鈴木でございます。

第57回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして大変ありがとうございます。

さて、県境不法投棄現場の森林整備に係る取組といたしまして、去る6月26日に現場見学・草刈り体験会を開催したところ、あいにくの天気にも関わらず、地元田子町の住民をはじめ多くの方々に御参加いただきました。委員の皆様はじめ田子町の御尽力に対しまして、改めて御礼を申し上げます。

また、原状回復のために実施している汚染地下水の浄化対策につきましては、現場地下水浄化計画に基づき、本年9月に浄化効果の中間評価を行いました。中間評価の実施にあたり、本協議会の鈴木副会長と眞家委員には専門的なお立場から御指導・御助言をいただきましたことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

本日は、この地下水浄化に係る中間評価結果の内容を中心に、環境モニタリング調査の中間報告、環境再生計画に基づく県の取組等について御説明することとしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

司会 : それでは議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要綱第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長 : 改めまして、末永です。よろしくお願いいたします。

鈴木部長から御挨拶がありましたとおり、今回は57回目、実に長い間やっている会議で、今年度に入りましても今日で既に2回目と。実に12年以上、この問題にずっと県では取り組んできたところです。

私の感覚でございますが、いよいよ最終盤に入ってきているなと思っております。ただ、そういう中においても、地下水の浄化に関しましてはきちんと評価をしなければいかんということで、今日は、案件の2番にあります、現場地下水浄化計画に基づく地下水浄化に係る中間評価、これに関しまして御報告をいただくことになっております。

今日はこれがメインになりますので、委員の皆さん方、忌憚のない御意見、御質問等をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従いまして、これから会議を進めさせていただきます。まず案件の(1)平成28年環境モニタリング調査結果、これに関しまして事務局から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 : 県境再生対策監の工藤です。よろしくお願いいたします。

資料1-1、平成28年環境モニタリング調査結果(中間報告)を御覧ください。前回の第56回協議会では今年1月から3月までの調査結果を報告しましたが、今回は4月から9月までの調査結果を加えたものとなっております。

まず3ページをお開きください。上の方の別図1は周辺環境の水質モニタリング位置を示しています。塗りつぶしの赤丸は表流水の8地点、白抜きの赤丸は地下水の6地点です。よって周辺環境の調査地点数は計14地点となっております。

別図2は遮水壁内の水質モニタリングの位置を示しています。調査地点数は12地点となっております。

1ページに戻りまして、1の水質モニタリングについてです。周辺環境からは環境基準を超える値は検出されませんでした。現場遮水壁内の一部の地点においては、下にある表に示すとおり、アー26、29、37、一番下のアー43では1,4-ジオキサンが、アー38では1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が、アー39では1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超える値で検出されました。

2ページをお開きください。2の浸出水処理施設水質モニタリングについてです。水処理後の放流水水質は、いずれの項目についても計画処理水質及びバイ

パス運転停止水質を下回り、浸出水は良好に処理されております。

参考として 1,4-ジオキサンの除去量のグラフを載せておりますが、揚水井戸の整備が完了した昨年 8 月頃から除去量が多くなっているということが分かります。

1 の水質モニタリング及び 2 の浸出水処理施設水質モニタリングの詳細な調査結果と経年変化のグラフは、資料 1 - 2 の調査結果一覧に載せておりますので、後ほど御覧いただければと思いますが、資料 1 - 2 の 29 ページをお開きください。

上の方のグラフですが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のグラフを御覧ください。現場下流のアー 38、39 の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値超過につきましては、平成 26 年度からの跡地整形のために搬入した土壌や植樹した苗木のポットの土の影響と考えているところですが、前回の 5 月の協議会ではアー 39 の青色の折れ線グラフで見ますと、ちょうどピークとなっている 2 月分までの報告となっております、その後どうなるのか注目されるころでしたが、5 月、7 月、8 月と低下しております。ある程度、洗われてしまったのか、今年は降水量が多いために単に薄まっているだけなのかは、現時点では分かりませんが、今後とも注目をしていきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上で平成 28 年環境モニタリング調査結果（中間報告）の説明を終わります。

末永会長： どうもありがとうございました。それでは今の御説明に関しまして、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

いかがですか、鈴木委員、眞家委員。後でまた中間評価についていろいろお聞きしますが、何か。

どうぞ。

鈴木委員： 鈴木と申します。

浸出水のモニタリングのところ、今はバイパス運転で稼働しているものなんですけれども、バイパス運転、時間がすごい経ってると思うんですけれども、高度処理はいつでも稼働できる体制になっているのでしょうか。

事務局： 高度処理の方も整備・点検をしながら、先日もそのフィルター交換などをしていきますので大丈夫です。

鈴木委員： 全く稼働していないというわけではないんですね。

事務局 : はい。

鈴木委員 : 分かりました。ありがとうございます。

末永会長 : よろしいですか。

眞家委員、よろしいですか。

それでは後ほど、また御意見をいただいても構いませんので、一応案件(1)は終了いたしまして、次、案件(2)現場地下水浄化計画に基づく地下水浄化に係る中間評価結果、これに関しましては、鈴木、眞家お二人の専門家から評価をいただいたということでございます。今日は多分これがメインになると思いますので、ゆっくりと審議をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 : それでは、資料2の10ページをお開きください。

平成26年3月12日策定の現場地下水浄化計画について、アンダーライン部分の拾い読みにより御説明いたします。

「1. 浄化計画の目標設定」現場に残る汚染地下水は、現場に浸透した雨水が自然流下して徐々に汚染の無い地下水に置き換わる自然浄化を基本としながら、積極的に揚水して効率的な浄化を行う。対象物質は1,4-ジオキサン、揚水井戸を設置して浄化開始後7年間で環境基準以下にすることが目標となっています。ここでは浄化開始後、7年間で環境基準以下にするとしていますが、第53回協議会において、より具体的な目標として平成33年8月までに環境基準以下とし、その後、1年経過観察をするとしております。

次に「2. 浄化計画」の「(1) 揚水井戸の設置」黒四角の浄化開始当初の揚水量等の部分ですけれども、既設揚水井戸では1日当たり30m³、第一帯水層揚水井戸では1日当たり15m³、第二帯水層揚水井戸では1日当たり80m³を揚水するという計画になっております。なお、一番最初にありました既設揚水井戸は第二帯水層の揚水井戸となりますので、新設井戸の80m³と合わせて第二帯水層からは合計110m³を揚水したいのですが、計画した揚水量に達していないということがこの後、報告されますので、第一帯水層は15m³、第二帯水層は110m³という数字を記憶に留めていただければと思います。

次に「(3) 浄化の評価」の②新設揚水井戸の稼働開始(平成26年度)以降2年間の地下水質データに基づき、平成28年度に専門家による浄化効果の中間評価を行い、必要に応じて浄化方法を見直すこととする、とあります。この部分にある「専門家による浄化効果の中間評価を行い」は、第53回協議会で、「専門家の助言を得て浄化効果の中間評価を行い」とすることを報告してございます。

最後のところですが、評価結果等については、協議会に報告するとなっ

ておりまして、この後、説明を北畠の方に代わりまして中間評価結果を御説明いたします。

末永会長： よろしく申し上げます。このプロジェクターを使います。

事務局： 私の方からは中間評価の結果について御説明します。スクリーンの方を見ながら、お手元の資料の方も併せて聞いていただければと思います。

まず1ページを御覧ください。現場の中にある揚水井戸の揚水量、1,4-ジオキサン濃度の推移、観測井戸の1,4-ジオキサン濃度の推移となっております。こちらには平成27年4月からの結果を掲載しておりますが、本格的に稼働したのは平成27年9月以降となっております、実質的には9月から今年の8月までの約1年間の結果でもって中間評価をとりまとめました。こちらが一番右側のところに青い線で囲ってある9月の結果まで掲載しております。ただし、この9月の結果につきましては、10月に入ってから確定したデータであるということと、あとは8月の後半にかなり雨が降りまして、現場もかなり地下水量が多く存在し、通常とは異なる状況にあったのではないかと考えておりまして、2ページ以降の評価には入れておりません。

2ページを御覧ください。現場には地下水が存在している2つの帯水層がありまして、まずは第一帯水層、浅い層の地下水の汚染状況をグラフにしたものになります。緑色の折線が1,4-ジオキサンの濃度、オレンジ色の棒線が月ごとの揚水量を表しています。赤い点線は1,4-ジオキサンの環境基準値を表しており、これを下回っているものは環境基準値以下になっているということになります。また、グラフの中に緑色の囲みに白抜きで環境基準値以下、または環境基準値前後というように、浄化が終わってきているところを示しており、それ以外でも低下傾向を示しているものについては青色で示しております。

グラフを全体的に見てもらえば分かるとおおり、第一帯水層については緑色の環境基準値以下で推移していたり、低下傾向を示しているものが数多く見られておりますので、揚水の浄化効果が比較的に見られているのではないかと考えております。

具体的に浄化の済んでいるところとして、まず現場の北部があります。こちらの観測井戸アー47-1やSW-25、SW-22では、左上に示しましたとおおり環境基準値以下で推移しており、浄化が終了しつつあるものと考えております。

続きまして、現場の右側、県境部に相当するところですが、以前から県境部のところに問題があるという御説明をしておりましたが、その状況について、まず上のところにアー50-1という観測井戸がありますが、その隣りに大という字が書いてあります。グラフとしては上の左から3番目になりますが、こちら

を御覧いただければ分かる通り、環境基準値以下になる時もありますが、環境基準を大きく超える時もあります。また、この南側のところにア-29と、3月から調査をしたア-66-1では、高濃度で1,4-ジオキサンが検出されております。先ほどと違いまして、こちらはグラフが右下にありますけれども、高濃度のまま、一定で推移しているという状況にあります。これ以外でも県境部のところについては、例えばア-58-1のようにあまり濃度の低下が見られていないところが多く見られております。SW-27や28、こちらは揚水井戸になりますけれども、こちらでは実際、揚水ができていないという状況にあります。

したがいまして、県境部に関しましては、汚染地下水はなかなか揚水ができず、1,4-ジオキサンが除去されずに溜まっているという状況にあると考えられますので、対策の必要性があるものと考えております。

最後に現場の中央部と下流部について御説明します。こちらではSW-24やア-52-1のように環境基準を超える観測井戸や揚水井戸がありますが、濃度の低下傾向が見られております。また、この南側にあるSW-4でも揚水ができていて濃度の低下傾向が見られております。特にア-52-1につきましては、昨年3mg/Lと非常に高い濃度でありましたけれども、今年に入ってから1mg/Lまで低下してきて、揚水による浄化が進んでいるものと考えられます。

また、中央部に関しましては、基本的に揚水ができており、浄化が進んでいるものと考えております。

3ページを御覧ください。このページには地下水の流れや地質構造の状況を表示しています。青いところが第一帯水層になります。実際には砂の層、水が流れやすい層があり、地下水が存在しているところになります。

現場の北部に関しましては、北西から南西の方に遮水壁沿いを下る地下水の流れが存在しており、このエリアにある観測井戸、揚水井戸では、これまで環境基準値以下で推移してきているので、第一帯水層に関しては上流側から下流側までほぼ浄化が終了しているものと評価しております。

先ほど、県境部に問題があると説明しましたけれども、その地質の状況について、右上に断面図の様子を記載しております。まずC-C'の断面図になりますけれども、ここに関しましては、第一帯水層をなすPf2層、黄色い部分がお椀状になっていて、そこに1,4-ジオキサンが滞留していると考えております。違う方向から、D-D'の断面になりますけれども、こちらもお椀のような形になって、1,4-ジオキサンが溜まっているものと考えられます。そして降雨によって地下水が北側から流れたりしてきて、地下水が上昇してあふれ出すようにして、徐々に浄化されてくるものと考えられます。

また、ア-29という、少し南側にあるところ、こちら濃度が高い状態で推移しておりますけれども、こちらの地質構造は、白抜きをしてある難透水性のロ

ム層が上流側にあるために、降雨による雨水の地下浸透が少ないエリアと考えております。また、ここの砂層の底の形ですけれども、こちらに記載しましたように起伏が激しい状態になっているものと考えておまして、こちらのところに入り込んだ 1,4-ジオキサンが出ずにある程度溜まっている状況になっているものと考えております。

このようなことから、県境部で高い状態を示しているものと評価しました。

次に現場の中央部と下流部ですけれども、こちらの断面図の様子を下側に記載しております。こちらも基本的には黄色で示しました砂層が第一帯水層となっているんですけれども、現場を跡地整形する時に、ここに盛土をしております。この盛土のところは雨水等が地下浸透しやすい状況になっておりますので、ここは揚水量が多いと先ほど御説明をしましたがけれども、揚水ができる状況にもありますし、雨水の地下浸透もしやすいということで、中央部と下流部については揚水浄化は進みやすいものと考えております。

最後に第一帯水層の評価のまとめですけれども、まず北部に関しましては環境基準値以下で推移しておりますので、追加対策の必要性はないものと評価をいたしました。中央部と下流部については、全体としては低下傾向が見られておりますし、揚水もできている状況ですので、新たな追加対策等はせず、このまま濃度の推移を見ていきたいと評価しました。

続きまして第二帯水層、現場の中でも深いところにある帯水層の 1,4-ジオキサン濃度の状況について御説明します。

グラフの見方等については先ほどの第一帯水層と同じですけれども、第一帯水層に比べますと緑色で示した環境基準値以下となっているところや低下傾向を示している地点は少ない状況になっております。

特にどういったところで高濃度が観測されているのかというと、主に現場の中央部から西側のところ、下流部のところに高濃度の 1,4-ジオキサンが観測されております。この下流部については、揚水ができている井戸もあるんですけれども、その北側には揚水が全くできない井戸、DW-12や13があります。

現場の南側について御説明いたします。現場の南側のうち、東側については、まずア-49-2やDW-20というように揚水ができているところもあれば揚水できないところもあるんですけれども、こちらについては下のところに示しましたように低下傾向が見られております。ただ一方で、南側のところの西側の方にあるDW-5や9といったところにつきましては、グラフを左下に2つ掲載しておりますが、揚水があまりできていない状況ですが、揚水を開始してから濃度の上昇が見られております。これに関しましては、コメントを記載しておりますが、揚水をすることによって、下流部エリアに存在する高濃度の地下水をある程度引き込んでいたためではないかと考えております。

今のところ、第二帯水層については基本的には現場の中央部から西側にかけて高濃度の1,4-ジオキサンが観測されておりますけれども、県境部の北部では環境基準値以下の観測井戸がありますし、それから少し下ってきたところのアー46-2では低下傾向が示されております。また県境部についてもそれほど高濃度の1,4-ジオキサンは観測されてはおりません。

したがって、第二帯水層についても基本的には全体として北側の方から浄化が進んできていて、現場の下流に高濃度の汚染があるものと考えております。

5ページを御覧ください。こちらは第二帯水層の状況について見たものになります。

まず1つ最初に申し上げたいんですけれども、この第二帯水層は第一帯水層と違って基本的に水が流れにくいものになります。その第二帯水層を構成する凝灰角礫岩の上部の一部が風化し、そういったところに水が溜まっているという状況になります。ですので、地下水の流れや地下水の存在する範囲を記載しておりますが、詳細については把握できているものではございません。

まず右上にグラフを4つ掲載しております。こちらの県境の北部、以前選別ヤードがあったところですが、こちらの付近にある観測井戸の地下水位の変動を表したものになります。

こちらを見ていただくとおり、降雨がある時期や雪解けの時期等には地下水位がだいぶ上昇する観測結果が得られております。第二帯水層については県境部のところから水が入って、下流の方に流れていって浄化が進んでいくという状況にあります。

先ほど4ページのところで、現場で一部揚水ができない地点があると御説明しましたけれども、こちらのところには、左側に少し断面図を載せましたけれども、デイサイトと呼ばれる凝灰角礫岩とちょっと違う難透水性の岩盤が存在しているものと考えられます。これによって地下水の流れが迂回しているものと考えております。その結果、流れの途中にあるDW-18、アー48-2といったところに高濃度の1,4-ジオキサンがあり、それが現場の下流部に溜まって、こちらの方でも高濃度の1,4-ジオキサンが観測されているものと考えています。

最後に現場の南側についてですけれども、こちらは難透水性のローム層に覆われておまして、まず降雨による垂直方向への汚染地下水の地下浸透がなかなか考えにくい状況にあります。

先ほどDW-5やDW-9で濃度が高くなっていることについては、下流部エリアからの引き込みがあると説明しましたが、こちらについては上からの汚染水の供給によりこのあたりが汚染されているというよりは、下流部エリアから汚染水が引き込まれたために濃度が高くなったと考えております。ですので、ここに関しましては、基本的には現場の下流部エリアの浄化が進めばこちらの浄化も

進むものと考えております。

まとめになりますけれども、県境部に関しましては全体として低濃度であることから、このまま濃度の推移を見ていきたいと考えております。ただし、これ以外の現場の北部や中央部、下流部などにつきましては浄化が進んでいないところがありますので、新たな対策が必要と考えております。南側につきましても、基本的には地下水の量は少ないものと考えておりますが、汚染が若干はありますので、効果的な浄化対策を講じる必要があると評価しております。

これまでのところで、第一帯水層については県境部に、第二帯水層については現場の中央部から下流部に汚染源がありますので、こちらについて新たな対策を講じる必要があるものと考えております。

先ほど説明しましたが、第二帯水層は、計画では110 m³揚水するとされておりますけれども、実際には1日当たりの揚水量が49 m³となっており、計画どおりに揚水できていない状況なので、さらに汚染地下水を揚水していかなければいけないものと考えております。

こういった状況下で、どれだけ揚水していく必要があるかということについてシミュレーションした結果が6ページと7ページになります。

これは現在の地下水浄化計画と同様の考え方で、汚染地下水を揚水除去して、そしてきれいな水で涵養することにより浄化を進めていくと。そして、これがどれくらいの期間で環境基準値以下になるかを算出したものになります。

計算式はこちらに示しておりますが、簡単に言いますと、地下水に存在している1,4-ジオキサンの最初の量があり、そこから揚水することによって1,4-ジオキサンの量が減ります。そしてまた、新しいきれいな水が入ってくることによって濃度が薄まっていきますので、これを繰り返すことによって濃度が低下していき、それが環境基準値に達するのがいつになるかということになります。

第一帯水層については、今の浄化計画では全体を1つとして見ているんですけれども、先ほども御説明をしましたように、第一帯水層は揚水できる場所もあれば、県境部のように揚水できずに浄化が進まないところもありますので、第一帯水層についてはそれぞれ分けてシミュレーションをしております。

第二帯水層については、第一帯水層とは異なり、下流域エリアにしか揚水井戸がありませんので、下流部の高濃度エリアから揚水していくシミュレーションとしています。

帯水層の見直しとありますけれども、現在の地下水浄化計画を立ててから地質調査等を実施しておりますので、新たに得られた知見等を基に、このように見直しております。先ほど言いましたように、現計画では第一帯水層を1つと考えておりますが、今後は県境部のところと中央部・下流部の2つに分けてシミュレーションをしております。ただし、第一帯水層評価のところでも御説明しましたが、

現場の北部に関しましては浄化が終わっているものと考えておりますので、北部はシミュレーションからは除いております。

第二帯水層については、現計画でも高濃度エリアと低濃度エリアに分けて浄化のシミュレーションをしており、これまでと同様の考え方に基づいてシミュレーションしております。ただ、第一帯水層と同様、その後に得られた新たな知見を基に、高濃度エリアの面積、地下水の1,4-ジオキサンの賦存量等を見直しております。

7ページを御覧ください。これはシミュレーションをした結果になります。まず浄化の追加対策を来年の9月までに実施し、追加対策による浄化を来年10月から開始と決めて、そして終わるところは最後の1年間の評価期間を見まして、平成33年8月、ここまでに環境基準を達成させるためにはどのように揚水していかなければいけないのかということシミュレーションしたのになります。

まず、左側の第一帯水層、県境部ですけれども、こちらにつきましては現状ですと揚水できる井戸がなく、効果的に揚水できておりませんので、基本的には濃度の低下が今後も見込めないと考えております。ただ、こちらにつきましては汚染範囲は限られておりますし、帯水層がお椀状のため汚染水が滞留しているエリアになりますので、どれだけ揚水するかによって浄化の期間が変わる結果となっております。

例えば、1日当たり15m³という量で揚水していきますと、約1年間で浄化が終了しますし、1日当たり約6m³ほどでも3年程度でシミュレーション上は終わる結果となっております。

続きまして、第一帯水層の中央部・下流部になります。こちらにつきましては、現状で浄化効果が見られているエリアになっておりますので、このままの揚水をしていけば、来年の9月には完全にきれいにできるというシミュレーションになっております。

続いて第二帯水層についてですけれども、こちらは高濃度エリアと低濃度エリアに分けております。右のイメージ図を御覧いただければと思うんですけれども、高濃度エリアから揚水して地下水が除去されたところに、低濃度エリアから地下水が流れて来て高濃度エリアが薄まるという流れになっております。また、低濃度エリアには揚水できている井戸もありますので、それも合わせて低濃度エリアでは浄化が進んでいくというようになっております。

このエリアにつきましては、現状では49m³しか揚水できておらず、このままでは環境基準を達成できませんので、平成33年8月までに環境基準を達成させるためには、今後、追加対策をしまして、108.9m³、現状の計画のとおり約110m³ほど揚水しなければ、第二帯水層は浄化が終わらないというシミュレーションになっております。

以上、ここまでのところをまとめますと、まず、第一帯水層については課題となる場所は県境部にありまして、そこには汚染地下水が溜まっている状況にあります。それに関しましては、現状のままでは揚水ができておりませんので、追加対策により、汚染地下水を1日当たり6 m³から15 m³ほど揚水していかなければ県境部の浄化は終わらない。

第二帯水層については、問題となる場所は現場の下流部にある高濃度エリア。こちらについても現状では計画ほど揚水ができていないために、浄化が思うように進んでいないと考えられますので、まずはこの揚水量を上げて、約110 m³ほど揚水していく対策が必要となるものと評価いたしました。

次からは、この評価内容でもって、実際にどのような対策工事をとればこのような浄化が進むのかということについて御説明したいと思います。

事務局 : 県境再生対策グループの西川です。よろしく申し上げます。

それでは追加対策工の案について御説明します。8ページを御覧ください。

追加対策工は、大きく3つ、新規、それから既設揚水井戸の改造、その他に分けております。

まず新規についてですが、表の1行目、集水井戸になります。内容については、大口径の井戸と横ボーリングにより広範囲から地下水を集水するものです。イメージ図の方を御覧ください。直径3.5 mの大口径の井戸を最大で20 m程度掘りまして、この内側から帯水層に向けて横方向に50 m、それを6本程度ボーリングしていきます。このボーリングの孔にスリットを入れたパイプを通しまして地下水を集め、ポンプで揚水するというものになります。

平面図のとおり、上から見ますと大口径の井戸から放射状に横ボーリングを伸ばしていくという形になります。実際の井戸はイメージ写真のとおりです。集水井戸については、岩手県でも地下水浄化のため設置しておりまして、この写真は岩手県のものをご掲載しております。

設置数は3基、設置場所は第一帯水層の県境部に1基、第二帯水層の北部、中央部に1基、下流部に1基としております。

9ページを御覧ください。図中の右側、現場の北東部に第一帯水層の高濃度エリアがありますので、この場所に大型の集水井戸を1基設置します。それから現場の中央部から西側にかけて、オレンジ色で囲まれた部分が第二帯水層の高濃度エリアになります。この場所に集水井戸を2基設置します。

それでは8ページにもう一度、お戻り下さい。備考欄のところになります。まず第一帯水層に設置する集水井戸の揚水量と、先ほどの浄化シミュレーションで算出された追加揚水量との関係になります。集水井戸による揚水量というのは1日当たり19.1 m³となっております。これは、このページの右下に集水井戸の

集水量シミュレーションという表がございますけれども、第一帯水層の県境部エリアの土壌の透水係数、帯水層の厚さ、影響半径、こういったものを考慮して計算すると、1日当たり19.1m³/日になるということです。

備考欄のところにお戻りいただいて、この1日当たり19.1m³というのは、先ほどのシミュレーションで算出された追加揚水量である1日当たり6.8m³から15.5m³に対しまして十分に確保できるものになっております。

同じく第二帯水層に設置する2基の集水井戸につきましても、2基合計で1日当たり70.4m³というのは、シミュレーションで算出された追加揚水量である1日当たり59.9m³に対しまして、こちらも十分に確保できるというものになっております。

続きまして注水井戸になります。内容は、深層の帯水層に水を注水するものです。イメージ図を御覧ください。外径で0.4m、深さは最大で20m程度掘りまして、その中に0.25mのパイプを入れます。このパイプには帯水層にあたるところ、スクリーン区間と呼んでおりますけれども、この区間にスリットを入れて、このスリットから水を浸透させていくというものです。フィルター材は目詰まり防止のための砂利のことで、設置数については10基、設置場所については第一帯水層の県境部に2基、第二帯水層の北部・中央部に4基、下流部に4基としています。

また9ページを御覧ください。赤い丸が注水井戸になりますが、第一帯水層に2カ所、それから現場の中央部、西部にかけての第二帯水層のエリアの上の方に4基、下の方に4基設置するということになります。

この注水井戸につきましては、集水井戸の近くに設置してございまして、注水井戸から積極的に水を入れて帯水層から汚染地下水を洗い出して、集水井戸でそれを集めてくるというイメージになります。

8ページにお戻りください。注水井戸の備考欄になりますが、この規格のもので1回当たり満注水させますと、大体1m³の水を貯水・浸透させていくことができます。

続きまして浸透枿になります。内容は、浅層の帯水層に水を注水するものです。また浸透枿は構造上、地表面で面積が大きく取れますので、人為的な注水のほか、雨水や表流水を自然浸透させることができます。イメージ図の方を御覧ください。概ね5m程度まで掘削して、フィルター材である砂利を入れます。容積は500m³程度のものを設置することとしています。設置数は1カ所、設置場所は第一帯水層の県境部となります。

9ページの方をまた御覧ください。第一帯水層の北側のところに浸透枿を設置するということになっております。この場所は帯水層まで比較的浅いことが分かっておりますので、注水井戸ではなくて浸透枿で対応するものです。

8ページにお戻りください。浸透櫛の備考欄のところになりますが、この規格でいきますと1回の満注水で約230 m³の水を貯水・浸透させることができます。

以上が新規の追加対策工になります。

続きまして、既設の揚水井戸の改造になります。揚水がほとんどできていない井戸のうちSW-28、DW-9、DW-12、DW-13、DW-19までの5基については注水井戸に改造をするということ、それから南部にあってできるだけ揚水させたい井戸として、DW-5とDW-14の2基については水位感知で自動運転をさせていますが、これをタイマー運転に改造するものです。

9ページの方を御覧ください。揚水井戸から改造する7基を青い丸で表示しております。

8ページにお戻りください。一番下の表になりますけれども、貯留水送水ポンプの設置になります。内容としましては、渇水期の地下水涵養対策として、浸出水処理施設No.2貯留池に貯めた雨水を現場に送水するためのポンプ設置工事です。また9ページの方を御覧いただきまして、現場の下流の方には浸出水処理施設という水を処理する施設があります。その処理施設にはNo.1貯留池とNo.2貯留池というものがありまして、元々は廃棄物があった頃に流れて来た浸出水をここで曝気して、水質を均一化して浸出水処理施設で処理をするという目的で造った貯留池になりますが、現在は廃棄物がございますので、地下水質としては安定しているということで、現在、この貯留池は基本的に使用しないフローにしております。

No.2貯留池というものがありますが、ここに雨水を溜めて、ここからポンプで緑色のルートを通りまして現場の中央池まで水を送水します。この中央池から既設の配管を通じて現場北側の1号雨水貯留池に送水して各所に配水するという仕組みになっております。

青色で集水エリアを表示しておりますけれども、この集水エリアはアスファルトで舗装されており、道路の側溝があちこちに配置されております。雨が降るとこの側溝に雨水が入りますので、これをNo.2貯留池に導水することを考えております。

この集水エリアですけれども、どのくらい水を集められるかという計算をしております。エリア面積や流出係数というものを使って計算をしますと年間で14,000 m³の水を集めることができます。集めた水は現場に送水して、地下水浄化のために使っていくということになります。

なお、この送水ポンプの設置工事については、現在施工中でございます。

最後になりますが、9ページの右下の表を御覧ください。参考としまして、水需給シミュレーションというものがありますけれども、これは浄化のための水が今後足りるのかというものをシミュレーションしたものです。

まず需要量についてです。環境基準適合までに必要な揚水量は、浄化シミュレーションから第一帯水層及び第二帯水層、合わせて136,013 m³から137,832 m³となっております。これに対して供給量につきましては、過去5年で最も小雨である平成27年度の降水量を基に地下浸透率、浄化までの期間を乗じて計算した結果、167,448 m³。これに水処理施設No.2貯留池から供給する分が53,620 m³で、これを合わせまして221,068 m³になり、供給量が需要量を上回るようになりますので、浄化に必要な水を十分に確保できるということになっております。

以上、追加対策工の案になります。

末永会長： どうもありがとうございました。かなり長時間にわたりまして、案件の(2)でございますが、3人の方から御説明をいただきました。

本当にあまり広いエリアではないのですが、地質構造が大変複雑であり、その結果、第一帯水層と第二帯水層、必要な水の量、あるいはその流れが非常に違っているということで、依然として1,4-ジオキサンの濃度がそれぞれの帯水層で違っているということで、今後、それを環境基準値以下にするためにはどうすればいいかということで、追加対策を行うという御説明をいただきました。

このエリアの中、ローム層があったり火山岩があったり、あるいは火砕流の跡ということで、なるほどそうなんだなと思って聞いていましたが。いずれにしても、この追加対策、それは基本的には浄化するために必要な水をどのように確保するか、それをいかに流していくかということが基本的な追加対策ということになると、そのようにお聞きをしておりました。

これに対しまして、まず鈴木委員、眞家委員から、この評価に当りましてはアドバイス等をされたと思いますので、何か追加的なことがありましたら御発言をいただきたいと思います。

鈴木委員： それでは中間評価、私なりに整理をしたいと思います。

まず第一帯水層で、資料の2ページ。まず第一帯水層のところの御説明であったように、浄化は進んでいます。揚水量の当初計画の1日当たり15 m³、実際には61 m³ということで、4倍ぐらいの揚水量を確保できているということです。まず、ここから言えることは、この1,4-ジオキサンの地下水浄化というのは、この洗い出しに必要な水を確保して、水を追加すればうまく進んでいくと。要は、これを第二帯水層で展開させようとしています。

資料の4ページ、これも御説明があったように、こちらは横ばいの傾向、あるいは周辺部では低下傾向にあるというお話です。高濃度エリアは水が動きにくいところですから、ここは水を循環させて洗い出し効果を高めるということが必要

だということで助言をさせていただきました。

ということで、最後の追加対策につながっていくわけです。9ページ、まず追加対策工の平面図というのがあります。まず第一帯水層の高濃度エリア、これは岩手県との県境の部分になりますけれども、こちらに関しては大型の注水井戸を設けて、高濃度のところを面的に集水して浄化をしようということになっています。

それから右下の部分ですが、こちらについては第二帯水層ですけれども、こちらの集水井戸、これを利用して今までは点で揚水していたものを面的に揚水して、より効果的にやっつけようというものになっています。これは非常にうまくできた設計だと思っています。

浸出水処理施設のところの貯留池、こちらにも渇水期、浄化に必要な水の足りない時期があります。そこで水を補うためにこの貯留池、今までの資産を有効に利用しようということで、この貯留池を活用してここで水を溜めて現場に供給する。全体として非常にうまくできているなという感じがします。

末永会長： 今、鈴木委員からありましたが、県の追加対策等を含めて非常に効果が期待できるということが鈴木委員からの評価でありますので、よろしくお願ひいたします。

眞家委員、何かありますか。

眞家委員： 鈴木委員の評価のとおりなんですけれども、水の流れのないところに集中的に入るようになると思います。

末永会長： ありがとうございます。

それでは他の委員の方々、今の両委員の追加の評価を含めまして御質問等、お願ひしたいと思います。何かございますか。

澤口委員、どうですか。OKですか。

葛谷委員、どうですか。よろしいですか。

山本委員、どうですか。

山本委員： これまでの基本的な考え方は、雨水によって全面的に、全部の土を対象に浸透を図って浄化をしていくという考え方で主に進めていたということから、第一帯水層の部分について、その効果があるということが言えると私も思います。県境部につきましては、非常に効果的な手を打ってくださるということで安心しております。

それで、第二帯水層部分につきましては、その浸透する雨水というのが、どう

もそこまでいっていないということなので、注水という仕組みを作るということになります。この場所は傾斜がついていますので非常に管理はしやすかったと思うのでありますけれども、ここにある程度の水位で全体的に浸透されたのと同じぐらいの効果を得るような水の量をどのように確保していくのかというのが大きな課題であろうかと思えます。

そういうふうに見てみますと、ここの部分は比較的高濃度で、そして取り切れない部分のところを注水して引っ張ってくると、非常に効果的だと思うのですが、これ以外のところの、要は浸透水の当たっていないところで、もしも1,4-ジオキサン溜まりみたいなものとか、空隙の中に捕捉されているものが、以前はそこまで水位が上がっていたのでそこに留まったけれども、今は全部仕切ってしまったものですから、水がそこまで上がっていないという状況の中で残っているものがないか、ちょっと心配なところがあります。

したがって、スポンジのように全体に水が行き渡るような仕組みであればいいのですが、多分、流れやすいところと流れにくいところが存在しているというところから、この方法に大きく期待しているところではありますが、第二帯水層に対する当初の考え方、浸透水によって全ての土壌をまずは洗い出すような仕組みを造りましょう、そういうところから見ていかがなところなのかなど、ちょっと思いましたので、その判断をいただきたいと思えます。

末永会長： 県の方で、今の山本委員の御質問、その辺どういうふうにお考えですか。

課長： 石坂でございます。先ほど御説明しましたとおり、資料の5ページの方を御覧いただければと思うのですが。第二帯水層の評価といたしまして、右上のグラフで、例えば雪解け水とか雨が降った時には水位が変動していると。要するに、少なくとも北側の部分につきましては、上からの水が第二帯水層に十分入っている部分がありますというのはまず1点、我々も確認をしております。

ただ問題になっている中央部ですとか下流部の高濃度エリアの部分については、例えば第一帯水層であれば3ページでお示しましたように、なぜその部分の濃度が高くなっているか。例えばお椀状になっているとか起伏が激しいとか、地質的な構造が起因してその濃度が高くなっているのではないかと、うまく水の浄化が進んでいないということが分かってはいるんですが、第二帯水層の方の中央部、下流部については、そういった関連性があまり把握できていないというのが実情でございます。

従って、山本委員がおっしゃったように、そこに1,4-ジオキサンの溜まりがあるとか、そういった可能性もございますし、第二帯水層についてはトータルの揚水量が少ないということがございますので、単に揚水量が少ないために高濃度と

なっているのか、この辺が判断しかねるということですので、第二帯水層については今回の追加対策の結果を踏まえて考えることが重要だと考えております。

末永会長： 分かりました。

山本委員、そういうことで、これでやってさらに心配な事があれば、さらに追加対策、新しい方法を考えるというのが県の考え方です。よろしいですか。

じゃあ、そういうことでよろしく願います。何度も言うようですが、非常に狭いエリアなんですけれども大変複雑な形でありまして、未だに捕捉されていない部分もあったりして、そういうことになるとせつかくの追加対策も功を奏さないこともありますので、その辺は、また新たに見つかったら十分な新しい施策を講じていきたいということです。

古川委員、何か。

古川委員： 高濃度のエリアの場所が、ある程度絞られてきているということもありますし、水が無かったりというところもあるので、今、新たな追加対策で水を入れて汲み上げていくとのことなので、水を動かすという意味では非常に効果が期待できるのではないかなと思います。また、シミュレーションのとおりに行くかどうかはまた別にしても、ある程度年月が限られている中で、今後、この対策でどのような効果が出るのかということは大いに期待をしたいと思います。

末永会長： ありがとうございます。

どうぞ、佐々木代理委員。

佐々木代理委員： 鈴木先生はじめ専門家の皆様の御助言を得ての追加対策工であると思っておりますので、まず今はその施工の結果を見ることが大事ではないかと思っております。

末永会長： ありがとうございます。

それでは一通り皆様から御意見をいただきましたが、とにかく今まで非常に時間と労力をかけて、かなり綿密な調査に基づいた追加対策だったと思いますので、まずはこれを実際にやっていただく。それでももし効果が上がらないということがありましたら、先ほど課長からお答えがありましたけれども、更なる追加対策を講じるということで、この評価を我々としては了承したいと。それで県の方では速やかに、来年の9月までにとということですが、追加工事をやっていただくということをお願いして、この案件の（2）は終わりにしたいということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは最後の案件になりますが、(3)に関しまして、また事務局の方から御説明をいただきたい。平成28年度における「環境再生計画」に基づく取組内容等ということで、お願いします。

事務局： 県境再生対策グループの原と申します。それでは私の方から、資料3-1と資料3-2に基づいて、平成28年度における「環境再生計画」に基づく取組内容等について御報告させていただきます。

資料内容は、1の自然再生、2の地域振興、3の情報発信ということになっています。

1の自然再生につきましては、「森林整備計画」に基づく2か年の植樹活動が昨年度で完了いたしました。今年度から平成30年度までの間は、八戸市森林組合の協力の下で、下草刈りなど植栽地の管理を行っていくということにしております。

これに合わせまして、6月26日の日曜日、先ほど部長の挨拶にもございましたけれども、現場跡地の森林整備状況の公開等を目的に、地元田子町とともに現場見学・草刈体験会を開催いたしました。当日は、あいにくの雨天の中、植樹活動に参加された地元田子町の住民の皆さんをはじめ、県民の皆さん、それから企業の森づくり活動に参画されている事業者の皆さん、66名の参加がありまして、苗木栽培事業者による生育状況の説明、草刈り体験を行いました。

2の地域振興につきましては、先ほどの中間評価で説明のあった3,000³m³の池を設置している場所が唯一の平場なんです、そこを利用した県以外の実施主体による地域振興ということを考えているわけですが、御承知のとおり、平成34年度まで使えない状況にあります。ただし、県としてはそれ以降を念頭に、岩手県の現場跡地との一体的活用の可能性を探るために、現在、岩手県の検討状況を注視しているところです。

それで岩手県では、5月19日に「第4回県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」を開催いたしまして、その概要を6月4日に開催された岩手県の第67回協議会に報告をしたところです。その内容を資料3-2で御説明をしたいと思います。

資料3-2のうち、資料2「第4回ワーキングでの主な意見など」というのと、参考2「これまでの取組みと課題等について〔抜粋〕」に基づいて概要を御説明します。

まず参考2を御覧いただきたいと思います。この資料は岩手県が協議会に設置しているワーキングがありますけれども、このワーキングが今年の2月にまとめたもので、3月に開催されました本県の第55回協議会に資料として提出して

おります。

まず1の取組みの趣旨の概要です。岩手県におきましては、事案の発生、対応の経緯、原状回復で得られた知見や住民の取組みを大切な教訓として今後の環境保全に活かしていく必要があるとの考え方の下で、平成26年末に協議会の下にこのワーキングを設置しております。

このワーキングでは、不法投棄事案の再発防止や地域の優れた環境を保全するため、原状回復の記録の活用、また、跡地の環境再生のあり方など、不法投棄事案の教訓を次の世代に伝えるための取組みについて地域と連携して検討を行っているところです。

隣のページの2では、原状回復の記録の保存や活用のあり方、教訓を伝える取組み・アーカイブの作成について、また次のページの3では跡地の利活用についてそれぞれ意見がまとめられております。前のページの2におきましては、主な意見としてデータベース、あるいは学習の場の必要性が出されています。また、3の方では、主な意見として森林、それから花畑、イベント、エネルギー利用などの跡地利用策が出されております。

そして最後のページの4の今後のワーキングの取組みにおきましては、平成28年度以降のワーキングの取組みの方向性として、1ではデータベース、これは岩手県が作成をするというものですけれども、データベースについて市民に分かりやすく事案について網羅されているかなどの視点で検討をしていく。それから2では、学習施設等について、事業主体や設置場所等について検討をしていく。それから3では、跡地利用策について引き続きアイデアを募り、その実施可能性などを検討し、具体的な跡地利用方法、事業主体、運営費の確保等について検討をしていく。それから最後の4では、各取組みの検討にあたっては、幅広い世代の二戸市民の皆さんの意見を聴きながら進めていくと、こういったことがまとめられております。

その上で、資料2の方を御覧いただきたいと思います。この第4回ワーキングでは、参考2で、今後検討すべき事項として掲げられました学習施設、跡地利用策、それから二戸市民の意見の集約・掘り起し、そして関連事業の4つの項目についてさらに検討を進めていく上での具体的な活動内容について意見、議論が交わされたとの報告がありました。

1の学習施設につきましては、「まち場」いわゆる市街地に拠点機能を置いて、現場に足を運ぶといった方向で適地を検討していく。それから2の跡地の利活用では、継続検討が必要とされた、森林再生、花畑、イベント及びエネルギーを、それぞれ1つのグループとしてワーキングのメンバーを貼り付けて、グループごとに検討していく。それから3の二戸市民の意見集約・掘り起しでは、跡地利用策の検討と並行して、住民の意見集約等の方向を検討していく。それから4の関

連事業では、二戸市が昨年度に引き続き、フォーラムの開催を検討しているという事ですので、ワーキンググループとしても市の取組みと歩調を合わせていくといった報告がありました。

資料3-1に戻っていただきまして、2の地域振興の部分ですけれども、こういった岩手県の検討状況を踏まえまして、青森県では引き続き岩手県の検討状況を注視していくとともに、田子町と随時意見交換を実施していきます。またウェブアーカイブによる利活用可能な土地情報の発信を継続していきます。

3の情報発信です。ウェブアーカイブについて、引き続き更新を行っていきます。それから浸出水処理施設、田子町立図書館における資料展示についても引き続き行っていきます。また、これらについては下のスケジュールのとおり実施していくこととしています。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。案件の（3）でございますが、平成28年度における「環境再生計画」に基づく取組みということで、今、御報告をいただきました。

御承知のように、この計画は3本の柱から成っているわけですが、一番上の自然再生ですね、これに関しましては特に八戸市森林組合の協力、あるいは民間企業の協力等もありまして順調に進んでいる。さらには地元の田子町の住民の方々もさまざまな形での参画がありまして、これも順調に進んでいると評価をしてよろしいのかなと思います。

それから3番目の情報発信に関しましても、田子町立図書館において資料を展示したり、あるいは様々なアーカイブを使いまして、それを更新していくということで、これも基本的には順調にいったのかなと思います。

それから2番目、これは時々議論になりますが、青森県としては岩手県の状況を見ながら、連携しながら進んでいこうということで意見は一致しているわけですが、そういう中で資料3-2にありますように、岩手県の方での取組状況、あるいは議論の状況を御紹介いただきました。

そういうことでございますが、最初に二戸の佐々木部長の方から、二戸は特にここでも1については幅広い世代の二戸市民の意見を聴きながら、とありますので、それも含めて、大変恐縮ですが御紹介をいただけたらと思います。

佐々木代理委員： フォーラムについて御説明をしたいと思いますが、フォーラムが開催されましたのは今年の1月だったと記憶をしております。一番大きかったのは事案の発生してから10年以上の歳月が経っていると。市民の中には、もうそういうふうな事案があったということすら記憶にない人達がいるということで、フォーラムの一番の開催理由というのは、跡地利用というよりも、もう1回、市民の方々

にこういうふうな、日本で最大規模の事案があったんですよということを記憶として呼び起こしてもらおうというのが1番の開催理由だと思っています。

と同時に、そこに青森県、岩手県を合わせると何百億という、数百億以上のお金が投入されていると。せっかくだから、それが元に戻っただけの跡地形成だけでいいのかなということで、ぜひ、行政だけではなくて市民の皆様の御意見をお聴きしながら、どういうふうな方法があるのかということをもう1回市民の皆様に考えてもらおうということで、第1回のフォーラムが開催されたというのが理由でございます。

開催にあたりまして、ワーキング、今、4回ですが開かれているわけですが、その開催の内容、開催の方法とか様々なものを検討していただいて、また今年も年明けにフォーラムが開催されることになると思います。

市といたしましても、岩手県の御協力を得ながら、広報等でもこういう事案があったというのを風化させてはいけないということで、小学生向けに編集された記事がございますので、定期的に市民の皆様に流していこうと思っております。同時に、このフォーラムを開催することによってどのような跡地利用ができるのかということを考えてもらうのも1つだと考えております。

いずれにしろ市民の皆様は、ここの場所の所有形態がどうなっているかも分からずに様々な御意見が出されてきます。ですから、基本的な部分を確認した上で、何ができるのか、あるいは事業主体がどこなのかということのを丁寧に説明しながらフォーラムの開催に結びつけたいなと思っております。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、ありましたように、岩手県、あるいは二戸市において、事案のあったことすら風化しているということで、青森県の再生計画の中では3番目の情報発信にあたりますが、そういった事案というものを風化させないための啓発と申しますか、しっかりと市民、あるいは県民に知らせていくということですね。その中でまた跡地、これは青森県と岩手県との違いは、決定的に所有者の問題もありますけれども、どのように地域振興できるのかということと同時に若干議論をしているということですね。

ただ、御承知のように、まだまだ跡地利用策についてははっきり言えばアイデア段階のことがポツポツ出てきているかというのが私の印象でありますけれども。そういうことで、議論はしているということです。

年に1回ぐらいフォーラムを開いているんでしょう？

佐々木代理委員： そうです。

末永会長：　そういうことであります。

　　そういうことを受けて、山本町長から何か御発言があれば、ぜひ。

山本委員：　両方の協議会に参加させていただいておりますので、岩手県の方の取組みにしましても、市民の皆様の方でだいぶ盛り上がってきているということは感じます。地域振興はやはり岩手県側と分離しているような格好ではやはり良くないということで、ぜひ一体として進めさせていただきたいものだという事は申入れてございます。

　　特に我が方の場合はもう森林の整備がある程度進んでいますので、残す平場はあまり多くないわけですがけれども、しかしながら我々も大きな地域振興の機会としていきたいし、なお共通の文化とか様々なことで共に歩んでいけることを期待しておりますし、市長とそれの話し合いをしてございます。

　　青森県と岩手県とさらに情報を一にさせていただきながら、今までもそうですし、これからのところにつきましてもある程度見とどけをしていただきながら、しっかりとこの土地の再生になったという判断の時まで、何とか見守っていただきたいものだと思います。

　　以上です。

末永会長：　ありがとうございました。

　　薦谷委員、あるいは澤口委員、何か。いいですか。

薦谷委員：　フォーラムなどが二戸市の方で開催されていて、もう市民の中ではこの事案を忘れかけているということで、後世に伝えるためには何ができるかということ、私がここにいる一番の理由で、ここを考えたいというのが理由でございましたので、資料に関して大変参考になりましたし、興味深かったです。この点については、これからもこちらの方で何ができるのかを考えていければなと思っています。

末永会長：　ありがとうございます。

　　その他、特に御質問したいこと、県の方でお三人の御発言、御意見に関しまして何かコメントがありますか。よろしいですか。

　　今、薦谷委員、あるいは佐々木委員の意見を聴いていまして思ったのは、青森県でも多分忘れてる人が多いというようなことでもあります。いわゆる俗にいう県境の産廃問題というような形ではなく、むしろ産廃と自然破壊とか、あるいはそれに伴う再生の難しさとか、そういうふうな形で、あるいは岩手県二戸市さんとはちょっと違うけれども、フォーラム的なものやることがこれからの産廃問題、廃棄物問題などに対する啓発活動になると思いますので、もしできれば県の

方で御検討をいただければと、私、直感的にそう思いました。これは直感なので、いや、それはできません、でも結構ですし、やりたくないというのでも結構ですが、そういうことも1つやっていく必要があるかなと思いますので。

これ、フォーラムなどはやっていますか？私は、お引き受けして3年になるけれど、ないと思いますのが。県境産廃でやるのはなかなか難しいので、産業廃棄物の問題とかでも構いませんけれども、そういうふうなことでフォーラムやシンポジウムが計画できるかなと思います。その辺、後で事務局の方で御検討をください。これは情報発信の1つの手段として、よろしく願います。

時間がなくなってきましたが、何か今までの1から3までの案件を通しまして、もし御質問、御意見がありましたら願います。

特にありませんか。今日は最終的に、部長の方からもありましたし、私の方からも申し上げましたが、2番目の中間評価、これが中心でありました。これに関しましては県の方にもしっかりと取り組んでいただき、鈴木委員、眞家委員のアドバイスもあって大変優れたものができたかなと。ただ、山本委員の方からありましたように、なかなかそれで完全ではないということもあるいは出てくるかもしれないので、課長がお答えになったような形で新たなことも順次組み込んでいくということで皆様方の御承諾をいただけたと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そういうことで今日の第57回の協議会を終了とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは事務局の方にマイクをお返しします。

司会 : 次回、第58回協議会開催日程についてですが、3月を予定してございます。

以上をもちまして、第57回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日は、皆様、ありがとうございました。